

ARAE BASE 福岡会場 利用規約

本会場利用規約（以下「本規約」という。）は、株式会社アジアブリッジインターナショナルが提供するオンラインオークションサービス「イージービッド（以下「EZB」という。）」を利用して、当社が運営する ARAE BASE 福岡会場（以下「本会場」という。）において開催されるオークション（以下「本オークション」という。）への参加条件および運営に関する事項を定めるものとする。

本オークションへの参加にあたっては、EZB 一般利用規約に基づく EZB 利用契約が有効に成立していることを前提とし、参加者は、本規約の内容に同意のうえ、本オークションに参加するものとする。

なお、本規約は EZB 利用契約に代わるものではなく、EZB を提供する株式会社アジアブリッジインターナショナルと参加者との間の権利義務関係に影響を及ぼすものではない。

第 1 条（用語の定義）

1. 本規約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

① 当社

本オークションを主催し、本会場を運営する株式会社キービットをいう。

② 本会場

当社が運営する ARAE BASE 福岡会場をいう。

③ EZB

株式会社アジアブリッジインターナショナルが提供するオンラインオークションサービス「イージービッド」をいう。

④ 参加者

EZB の利用資格を有し、本規約に同意のうえ本オークションに参加する個人または法人をいう。

⑤ 売主

本オークションにおいて古物を出品する参加者をいう。当社が自己の所有または管理する古物を出品する場合、当社も売主に含まれる。

⑥ 買主

本オークションにおいて古物を落札する参加者をいう。

⑦ 古物

古物営業法第 2 条第 1 項に定める古物をいう。

⑧ 落札

本オークションにおいて買主の提示価格が確定し、売主と買主との間で売買契約が成立することをいう。

⑨ オークションニア

本オークションにおいて、競売の進行、管理および運営を行う立場としての当社をいう。

第 2 条（本オークションの性質および当社の立場）

1. 本オークションは、当社が主催・運営するオークションであり、EZB を利用してオンライン配信されるものであ

る。当社は、本オークションにおいて、オークショニアとしての役割を担う。

2. 本オークションにおける売買契約は、売主と買主との間で直接成立するものであり、当社は、当該売買契約の当事者、代理人または保証人とはならない。
3. 当社は、本オークションの運営にあたり、以下の業務を行う。
 - ① オークション会場の提供および管理
 - ② オークション進行および入札手続の管理
 - ③ 配信機材の手配および配信環境の整備
 - ④ EZB を利用した決済および精算に関する事務的取扱い
 - ⑤ 出品物および落札物の一時保管および引渡しに関する管理
4. 当社は、前項に定める業務を、善良なる管理者の注意義務をもって遂行するが、本オークションにおける落札結果、売却価格、売買契約の履行結果その他取引結果について、いかなる保証も行わない。
5. 当社は、売主または買主に代わって意思表示を行うものではなく、また、売買契約に関する瑕疵担保責任、契約不適合責任その他一切の売買当事者としての責任を負うものではない。ただし、本規約において明示的に定める場合を除く。

第3条（本規約の変更）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、参加者の個別の同意を得ることなく、本規約の全部または一部を変更することができるものとする。
 - ① 本規約の変更が、参加者の一般の利益に適合する場合
 - ② 本規約の変更が、本オークションの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的である場合
2. 当社は、前項に基づき本規約を変更する場合には、変更後の規約内容およびその効力発生日を、EZB のウェブサイトへの掲載その他当社が適切と判断する方法により、あらかじめ周知するものとする。
3. 変更後の本規約は、前項により告知された効力発生日から効力を生じるものとし、当該効力発生日以降に参加者が本オークションに参加した場合には、当該参加者は変更後の本規約に同意したものとみなす。
4. 前各項の規定にかかわらず、法令の改正、行政指導その他やむを得ない事由により緊急に本規約を変更する必要がある場合には、当社は、変更後速やかにその内容および理由を周知することにより、本規約を変更できるものとする。

第4条（本オークションの開催）

1. 本オークションは、当社が運営する「ARAE BASE 福岡会場」において、EZB を利用したオンラインライブ配信方式により、不定期に開催する。

【会場情報】ARAE BASE 福岡会場

運営会社：株式会社キービット

運営責任者：野中 大輔

住 所：福岡県福岡市早良区荒江 2-8-28

連 絡 先：080-8383-1240

2. 本オークションの開催日時、開催内容、出品予定、進行方法その他の詳細については、EZB のウェブサイトへの掲

載その他当社が適切と判断する方法により、事前に参加者へ告知する。

3. 当社は、天災地変、交通事情、通信障害、システム障害、関係機関の指示その他当社の合理的支配を超える事由が生じた場合には、本オークションの開催日時または内容を変更し、または中止することができるものとする。
4. 前項の場合において、当社は、可能な限り速やかにその内容を参加者に告知するものとするが、これにより参加者に生じた損害については、第 13 条および第 14 条の定めに従うものとする。

第 5 条（成約手数料）

1. 売主は、本オークションにおいて自己が出品した古物が成約した場合、当社に対し、以下の成約手数料として支払うものとする。
 - ① EZBid 当該成約額の 20%に相当する金額（消費税を含む。）
 - ② EZBid ONE 当該成約額が 3,000 円~9,999 円 20%に相当する金額（消費税を含む。）
当該成約額が 10,000 円~49,999 円 15%に相当する金額（消費税を含む。）
当該成約額が 50,000 円~99,999 円 10%に相当する金額（消費税を含む。）
当該成約額が 100,000 円以上 5%に相当する金額（消費税を含む。）
2. 当社が必要と認める場合には、出品物の内容、数量、取引条件その他の事情を踏まえ、売主と別途協議のうえ、前項の定めにかかわらず、成約手数料の内容を個別に定めることができるものとする。
3. 前項の場合、売主は、当該協議により合意された条件に従い、成約手数料を支払うものとする。
4. 前各項の成約手数料は、当社が EZB を通じて受領した当該落札代金から控除する方法により支払われるものとし、売主は、当該控除方法にあらかじめ同意するものとする。
5. 当社は、前項の控除後の残額を、当社が別途定める方法および期日により、売主に支払うものとする。

第 6 条（本オークションの参加方法）

1. 参加者は、EZB を利用して本オークションに参加する方法（以下「オンライン参加」という。）または当社が指定する会場に来場して参加する方法（以下「現地参加」という。）により、本オークションに参加することができる。
2. 当社は、参加者が次の各号のいずれかに該当すると合理的に判断した場合には、本オークションへの参加を認めないことがある。
 - ① 古物営業法第 3 条に基づく許可が取消し、停止その他の理由により失効した場合
 - ② EZB 一般利用規約または本規約に違反した場合
 - ③ その他、参加者の行為または信用状態等に照らし、本オークションの円滑または健全な運営に支障を生じるおそれがある場合
3. 現地参加を希望する参加者は、当社が別途定める方法により、原則として本オークション開催日前日までに参加申請を行うものとする。
4. 売主は、本オークションに出品を希望する古物について、事前に当社に通知のうえ、当社の指示に従い、当社が指定する日時および方法により、当該古物を本会場へ搬入するものとする。
5. 買主は、オンライン参加または現地参加の別を問わず、EZB を利用して落札の意思表示を行うものとする。

第 7 条（売主の責務）

1. 売主は、本オークションに出品する古物（以下「出品物」という。）について、自己が正当な権限を有するものであ

り、第三者の権利を侵害していないこと、並びに法令に違反しないことを保証するものとする。

2. 売主は、出品物を、当社が指定する方法および期日に従い、輸送および保管に耐えうる状態で、当社指定の会場へ搬入するものとする。
3. 売主は、当社が出品物の管理、識別、運営またはオークション進行上の必要性から、出品物に荷札、管理番号その他の表示を付すことについて、あらかじめ承諾するものとする。
4. 売主は、次に掲げる物品（以下「出品禁止品」という。）を、搬入または出品してはならないものとする。
 - ① 盗難品、盗難品である疑いのある物
 - ② 違法に入手された物、又は法令により所持、譲渡もしくは取引が禁止されている物
 - ③ 模造品、偽造品、又は真贋について重大な疑義がある物
 - ④ ワシントン条約その他の国際条約又は関係法令に違反する物
 - ⑤ 剥製、毛皮、象牙その他の動物由来製品（法令により取引が認められるものを除く。）
 - ⑥ 前各号のほか、法令、業界慣行又は本オークションの運営方針に照らし、当社が合理的に不適切と判断する物
5. 売主は、搬入した出品物に出品禁止品が含まれていた場合、又は出品禁止品の有無を確認するために仕分け作業が必要となった場合には、当社が別途定める作業料を、当社指定の方法により支払うものとする。
6. 売主は、出品物が本オークションにおいて落札された場合、当該売買契約が売主と買主との間で成立することを確認し、当社がオークショニアとして当該取引の進行および管理を行う立場にあることをあらかじめ承諾するものとする。
7. 売主は、当該落札代金について、EZBを通じて当社が一時的に受領し、当社が本規約に基づく成約手数料を控除した残額を、当社が別途定める方法および期日により売主へ支払うことについて、あらかじめ同意するものとする。
8. 売主は、落札されなかった出品物（以下「流札品」という。）および出品禁止品について、当該オークション終了後、当社が定める期間内に、自己の責任と費用において搬出するものとする。
9. 売主が前項に定める期間内に搬出を行わない場合には、売主は、当社に対し、当社が別途定める保管料を支払うものとする。
10. 売主が、当社から相当期間を定めて搬出または処分に関する指示または協議の要請を受けたにもかかわらず、これに応じない場合には、当社は、当該流札品または出品禁止品を、合理的方法により処分することができるものとする。この場合、売主は、当該処分に要した実費相当額を負担するものとする。

第8条（買主の責務）

1. 買主は、本オークションに参加し、出品物を落札するにあたり、自己の判断と責任において入札を行うものとし、落札後において、出品物の内容、状態、価値その他一切の事項について異議を述べないものとする。ただし、本規約に別途定める保証規定または真贋クレームに関する規定に基づく場合は、この限りではない。
2. 買主は、出品物が落札された場合、当該売買契約が買主と売主との間で成立することを確認し、当社が当該売買契約の当事者ではなく、オークショニアとして取引の進行および管理を行う立場にあることを、あらかじめ承諾するものとする。
3. 買主は、落札代金について、EZBが指定する方法および期日までに支払うものとする。
4. 買主は、落札物について、EZBに事前に登録した受取希望会場（以下「登録済受取会場」という。）に従い、次の各号に定める方法により引き取るものとする。
 - ① 登録済受取会場が当社の運営する会場である場合

買主は、本オークション終了後、当社が定める期間内に、自己の責任と費用において、当該会場にて落札物を引き取るものとする。

② 登録済受取会場が当社の運営する会場以外の場所である場合

買主は、当社に対し、当該登録済受取会場への輸送に要する費用として、当社が別途定める輸送料を、当社が定める期間内に当社指定の方法により支払うものとし、当該会場にて落札物を引き取るものとする。

③ 登録済受取会場と異なる会場での引取を希望する場合

買主は、原則として本オークション開催日前日までに、受取希望会場その他当社が必要とする事項を当社に連絡し、当社および当該受取希望会場の承諾を得た場合に限り、当社の指示に従って落札物を引き取るものとする。この場合、追加の輸送費用その他必要な費用は、買主の負担とし、当社が定める期間内に当社指定の方法により支払うものとする。

5. 買主が、正当な理由なく前項各号に定める引取期限内に落札物を引き取らない場合には、当社は、当該落札物を未引取物として取り扱うことができるものとする。この場合、買主は、当社が別途定める保管料その他の費用を負担するものとする。
6. 買主が、当社から相当期間を定めて引取り、保管または処分に関する指示または協議の要請を受けたにもかかわらず、これに応じない場合、又は連絡が取れない場合には、当社は、当該落札物を、その性質、保管状況および保管期間等を考慮した合理的方法により処分することができるものとする。
7. 前項の規定に基づき当社が落札物を処分した場合に要した費用（保管料、運搬費、処分費その他これらに付随する費用を含む。）は、買主の負担とし、買主は、当社に対し、当社が別途定める方法により支払うものとする。

第9条（禁止事項）

1. 参加者は、本オークション及びEZBの利用に関連して、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

① 法令違反行為

古物営業法、消費者契約法、資金決済法、刑法その他の法令に違反する行為、又はそのおそれのある行為

② 権利侵害行為

当社、他の参加者又は第三者の著作権、商標権、所有権、プライバシー、肖像権、名誉、信用その他の権利又は利益を侵害する行為

③ 虚偽・不正行為

虚偽の情報、不正確な情報又は誤解を生じさせる情報を用いて参加、出品、入札又は落札を行う行為

④ 犯罪行為・反社会的行為

詐欺、横領、盗品取引、違法薬物、児童ポルノ、暴力行為、脅迫、恐喝、その他犯罪行為又は反社会的行為、若しくはこれらを助長・誘引する行為

⑤ 公序良俗違反行為

わいせつ、残虐、差別的表現、誹謗中傷その他公序良俗に反する行為

⑥ システム・運営妨害行為

EZB又は当社の設備、ネットワーク、配信機材、会場運営に支障を与える行為、不正アクセス、データ改ざん、有害プログラムの送信その他これらに準ずる行為

⑦ 迷惑行為

スパム行為、無断広告、勧誘、嫌がらせ、威圧的行為、又は他の参加者若しくは第三者に著しい不利益又は不

快感を与える行為

⑧ 秘密情報・個人情報侵害

他の参加者又は第三者の秘密情報又は個人情報を不正に取得、利用、開示又は漏洩する行為

⑨ 地位の不正利用

参加者としての地位又はアカウントを第三者に貸与、譲渡、共有又は利用させる行為

⑩ 結果操作・不正介入

入札価格、落札結果又はオークション進行に不正に影響を与える目的で行う一切の行為

⑪ 本規約等違反行為

EZB 一般利用規約、本規約又は当社が別途定めるルールに違反する行為

⑫ その他不適切行為

前各号に準ずる行為であり、本オークションの円滑な運営、信用又は安全を害するおそれがあると当社が合理的に判断する行為

2. 当社は、参加者が前項各号のいずれかに該当すると合理的に判断した場合、事前の通知又は催告なく、参加停止、退場、利用制限、出品又は入札の取消し、その他必要かつ合理的な措置を講じることができるものとする。
3. 前項の措置は、第 19 条（利用停止・参加資格の取消）及び第 13 条（損害賠償責任の制限）の適用を妨げるものではない。

第 10 条（情報等の保管及び消去）

1. 当社は、参加者が EZB を利用し、または本オークションに参加する過程において登録、提供または送信した情報（以下「登録情報等」という。）について、本オークションの運営、セキュリティ確保、不正防止、紛争対応その他正当な業務目的の範囲内において、合理的な期間これを保管することがある。
2. 当社は、前項の登録情報等について、EZB が提供するシステムまたは通信環境の障害、設備故障、第三者による不正行為その他当社の合理的支配を超える事由により滅失、毀損または消失した場合であっても、当社の故意または重過失による場合を除き、その完全な保存または復元を保証するものではない。
3. 当社は、参加者が EZB を利用することにより生じる通信履歴、アクセスログその他の技術情報について、法令に基づく場合または前項の業務目的の範囲内で、一定期間保管することがある。
4. 当社は、登録情報等について、当該情報の利用目的を達成し、かつ、当社において保有の必要がないと合理的に判断した場合には、参加者に事前に通知することなく、これを消去することができるものとする。
5. 当社は、参加契約が解除、解約その他の理由により終了した場合には、法令上保存義務のある情報を除き、当社が合理的と判断する時期において、当該参加者に関する登録情報等の全部または一部を消去することができるものとする。
6. 当社は、本条に基づく情報の管理、保管または消去により参加者または第三者に損害が生じた場合であっても、当社の故意または重過失による場合を除き、損害賠償その他一切の責任を負わないものとする。

第 11 条（当社の責務）

1. 当社は、本オークションの運営者およびオークションニアとして、出品物および落札物について、参加者から委託を受けた範囲内において、善良なる管理者の注意義務をもって、合理的かつ適切に管理するものとする。
2. 当社は、本オークションの円滑な実施のため、会場、進行体制、配信機材その他当社が必要と判断する設備および

人的体制を準備し、合理的な範囲で運営上の措置を講じるものとする。ただし、当社は、本オークションにおける落札結果、成約価格、取引成立の有無その他結果について、いかなる保証も行わないものではない。

3. 当社は、本オークションを EZB を利用して配信するにあたり、EZB が提供する配信、通信、決済その他のシステム（以下「EZB システム」という。）について、その完全性、正確性、継続性または不具合の不存在を保証するものではなく、EZB システムに起因して参加者に損害が生じた場合であっても、当社の故意または重過失による場合を除き、その責任を負わないものとする。
4. 当社は、本オークションの配信および運営に使用する当社所有または当社が手配した配信機材、通信設備その他の設備（以下「当社設備」という。）について、通常求められる合理的な管理および点検を行うものとするが、天災地変、通信障害、第三者の妨害行為その他当社の合理的支配を超える事由により発生した不具合または障害については、当社の故意または重過失による場合を除き、責任を負わないものとする。
5. 当社は、保管期間中において、当社の故意または過失により、出品物または落札物が紛失または盗難に遭った場合には、当該物の所有者との協議のうえ、次の各号に定める金額を上限として、合理的な範囲で補償するものとする。
 - ① 落札済みの出品物については、当該落札物の落札額
 - ② 落札に至っていない出品物で、最低落札価格が設定されている場合には、当該最低落札価格
 - ③ 落札に至っていない出品物で、最低落札価格が設定されておらず、かつ売主が出品時に当該出品物の評価額を申告している場合には、当該申告評価額
 - ④ 前各号のいずれにも該当しない場合には、当社が、同種同等品の取引実績、市場価格その他合理的な資料を基礎として算定した評価額
6. 売主は、出品物について補償を希望する場合には、出品時に、当社が指定する方法により、当該出品物の評価額を申告するものとする。
7. 売主が前項の評価額申告を行わなかった場合、又は申告内容が客観的に著しく不合理であると当社が合理的に判断した場合には、当社は、当該出品物について補償の責任を負わないものとする。
8. 前各項に基づく補償額について当社と売主との間で合意に至らない場合には、当社は、当該出品物について補償の責任を負わないものとする。
9. 前各項の規定にかかわらず、当社は、次に掲げる事項については、責任を負わないものとする。
 - ① 売主および買主間で成立した売買契約の履行内容、契約不適合、瑕疵、真贋その他売買当事者間の法律関係
 - ② 出品物または落札物の市場価値、希少性、将来価値または転売可能性
 - ③ 参加者の判断による入札行為または落札判断の結果

第 12 条（未引取物に関する特則）

1. 売主又は買主（以下「所有者」という。）は、当社が定める期限内に、出品物、流札品又は落札物（以下総称して「未引取物」という。）を引き取る義務を負うものとする。
2. 当社は、未引取物について、当社が別途定める期間、善良なる管理者の注意義務をもって保管するが、当該期間経過後は、当社は保管義務を負わないものとする。
3. 前項の保管期間経過後もなお未引取物が引き取られない場合、当社は、当社の判断により、当該未引取物について、所有者がその所有権を放棄したものとみなすことができるものとする。
4. 前項に基づき所有権放棄とみなされた未引取物について、当社は、以下の各号のいずれか又は複数の方法により、

当社の裁量で処分することができるものとする。

- ① 廃棄
- ② 第三者への売却
- ③ 当社による取得
- ④ その他当社が合理的と判断する方法

- 5. 未引取物が前各項に基づき処分された場合、当社は、当該未引取物について、売主又は買主に対し、補償、返金、損害賠償その他一切の責任を負わないものとする。
- 6. 未引取物の保管、処分又は売却に要した費用（保管料、運搬費、処分費、人件費その他合理的な費用を含む。）は、すべて所有者の負担とし、当社は、当該費用を、売主又は買主に対する未払金、預託金、売却代金その他当社が管理する金銭から、優先的に控除又は相殺することができるものとする。
- 7. 前項により相殺又は控除してもなお不足が生じる場合、所有者は、当社に対し、当社が指定する方法により、直ちに当該不足額を支払うものとする。
- 8. 本条に基づき未引取物が所有権放棄とみなされた場合、当該未引取物は、第 11 条（当社の責務）第 5 項に定める補償の対象外とする。

第 13 条（損害賠償責任の制限）

- 1. 当社は、ARAE BASE 福岡会場の運営および本オークションへの参加に関連して、当社の責めに帰すべき事由により参加者に損害が生じた場合であっても、当社が賠償責任を負うのは、当該事由により直接かつ現実に発生した通常損害に限られるものとする。
- 2. 前項の場合において、当社が負う損害賠償責任の総額は、当該損害が発生した取引に関して、当社が当該参加者から現実に受領した手数料相当額を上限とする。
- 3. 前二項の規定にかかわらず、当社の故意又は重過失により損害が生じた場合には、本条による責任制限は適用されないものとする。
- 4. 本条の規定は、第 11 条（当社の責務）及び第 12 条（未引取物に関する特則）に定める補償及び責任分担を排除又は変更するものではない。

第 14 条（当社の免責及び責任分界）

- 1. 当社は、次の各号に該当する事由により参加者又は第三者に損害が生じた場合には、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
- 2. 天災地変、火災、停電、通信回線障害、戦争、内乱、法令の制定改廃、その他不可抗力による場合
- 3. EZB を提供する第三者事業者のシステム障害、通信障害、保守、停止又は廃止による場合
- 4. 参加者が使用する通信機器、端末、ソフトウェア、インターネット接続環境等の不具合による場合
- 5. 参加者が登録又は申告した情報の誤り、虚偽又は変更未届による場合
- 6. 参加者間又は売主と買主との間で生じた売買契約、支払、引渡し、品質、真贋その他一切の取引上のトラブル
- 7. 本オークションの結果、成約の有無、成約価格、落札者の有無等に関する結果についての不満又は期待不一致
- 8. 当社は、本オークションにおいて、オークショニアとして、会場、配信機材、進行及び運営を提供する立場であり、売買契約の当事者とはならず、売買契約は売主と買主との間で直接成立するものとする。
- 9. 当社は、本オークションの円滑な運営のため、善良なる管理者の注意義務をもって配信機材及び会場設備を準備・

管理するが、本オークションの結果、配信品質、落札結果、成約価格その他一切の結果について保証するものではない。

10. 当社は、EZB の利用に関しては、EZB を提供する第三者事業者が定める利用規約及び責任範囲に従うものとし、当社は、EZB のシステム自体に起因する損害について責任を負わないものとする。
11. 本条の規定は、第 11 条（当社の責務）に基づく補償義務及び第 13 条（損害賠償責任の制限）に基づく責任を否定するものではなく、それらの規定と合理的に解釈されるものとする。

第 15 条（秘密情報の取扱い）

1. 本規約に基づき、または本オークションもしくは本会場の利用に関連して、参加者または当社が相手方から開示または提供を受けた情報のうち、次の各号のいずれかに該当する情報を、秘密情報（以下「秘密情報」という。）とする。
 - ① 書面、電子データまたは電磁的方法により、秘密である旨を明示して開示された情報
 - ② 口頭により秘密である旨を明示して開示された情報であって、開示後 30 日以内に書面または電子データにより秘密である旨が明示された情報
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。
 - ① 開示を受けた時点で、秘密保持義務を負うことなく既に保有していた情報
 - ② 開示後、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得した情報
 - ③ 開示された秘密情報によらず、独自に開発または創作した情報
 - ④ 開示を受けた当事者の故意または過失によらず公知となった情報
3. 参加者および当社は、秘密情報を、本オークションの運営、本会場の管理、または本規約に基づく権利義務の行使および履行に必要な目的の範囲内でのみ利用することとする。
4. 参加者および当社は、事前に相手方の書面または電磁的方法による承諾を得ることなく、秘密情報を第三者に開示または漏洩してはならないものとする。
5. 前項にかかわらず、参加者または当社は、自己の役員、従業員、派遣社員、業務委託先その他業務遂行上必要な者に対し、必要最小限の範囲で秘密情報を開示することができる。この場合、当該開示者は、当該第三者に対し、本条と同等の秘密保持義務を課すものとする。
6. 参加者および当社は、秘密情報について、善良なる管理者の注意義務をもって適切に管理するものとする。

第 16 条（個人情報の取扱い）

1. 参加者および当社は、本オークションに関連して取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関連法令を遵守し、適切に取り扱うものとする。
2. 本規約において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に定義される個人情報をいう。
3. 参加者および当社は、個人情報を、本オークションの運営および本会場の利用に必要な最小限の範囲内でのみ利用するものとし、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、第三者に開示または漏洩してはならないものとする。
4. 参加者および当社は、個人情報について、不正アクセス、漏洩、滅失または毀損等を防止するため、必要かつ合理的な安全管理措置を講じるものとする。
5. 個人情報に関する事故が発生し、またはそのおそれがある場合には、当事者は速やかに相手方に報告し、被害拡大

防止および再発防止のため合理的な措置を講じるものとする。

第 17 条（協議解決）

1. 本規約に定めのない事項、または本規約の解釈に関して、当社と参加者との間に疑義が生じた場合には、法令、取引慣行および本オークションの性質を踏まえ、双方誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとする。
2. 前項の協議によっても解決しない場合であっても、当社は、本規約に基づき当社が有する利用制限、参加停止その他の措置を妨げられるものではない。

第 18 条（反社会的勢力の排除）

1. 参加者および当社は、現在および将来にわたり、自らおよびその役員等が反社会的勢力に該当しないことを相互に表明し、保証するものとする。
2. 参加者または当社は、反社会的勢力を利用し、または反社会的勢力に資金提供、便宜供与その他の関与をしてはならないものとする。
3. 参加者または当社が本条に違反した場合、相手方は、何らの通知または催告を要することなく、合理的な範囲において、参加者による本会場の利用を制限または停止することができるものとする。
4. 本条に基づく解除により生じた損害について、解除した当事者は責任を負わないものとする。

第 19 条（利用停止・参加資格の取消）

1. 当社は、参加者が次の各号のいずれかに該当すると合理的に判断した場合には、事前の通知または催告を要することなく、当該参加者による本会場の利用を停止し、または本オークションへの参加資格の全部または一部を取り消すことができるものとする。
 - ① 本規約または EZB 一般利用規約に違反した場合
 - ② 虚偽の情報を用いて本オークションに参加した場合
 - ③ 古物営業法に基づく許可が取消し、停止または失効した場合
 - ④ 支払停止、破産、民事再生、会社更生、特別清算等の申立てがあった場合
 - ⑤ その他、参加者として不適切であると当社が合理的に判断した場合
2. 前項の措置は、当社が有する損害賠償請求権その他の権利の行使を妨げるものではない。

第 20 条（保証規定・真贋クレームの取扱い）

1. 商品情報または商品タイトルにおいて保証対象である旨が明示されている出品物については、本条に定める真贋保証の対象とする。
2. 真贋に関するクレーム（以下「真贋クレーム」という。）が発生した場合、当社は、当該出品物が当社の定める出品基準に適合しているか否かについて確認を行う。
3. 前項の確認において当社のみで判断が困難な場合には、当社は、製造業者または専門機関に対し、修理見積、メンテナンスまたは真贋確認を依頼し、その結果を踏まえて調整を行うものとする。この場合に要する費用は、原則として買主の負担とする。
4. 真贋クレームの申立ては、落札物の受領日から 1 週間以内に行うものとし、当該期間を経過した後の申立てについて、当社は対応義務を負わないものとする。

5. 当社が当該出品物について出品基準を満たさないと判断した場合、売主および買主は、当社の指示に従い、返品その他必要な対応に応じるものとする。
6. 返品時において、明らかな商品相違、劣化、加工または付属品の欠品が認められた場合には、当社は当該返品の手入れを認めないことがある。
7. セット商品については、その構成商品のいずれか 1 点について真贋クレームが認められた場合には、当該セット商品全体を返品対応の対象とする。

第 21 条（合意管轄）

1. 本規約および本オークションの利用に関して、当社と参加者との間に生じた紛争については、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 22 条（準拠法）

本規約および本オークションの利用に関する一切の事項については、日本国法を準拠法とする。

附則（施行日）

本規約は、令和 8 年 9 月 1 日より施行とする。